

(参考1) オゾン層保護法(抄)

第22条 気象庁長官は、オゾン層の状況並びに大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表するものとする。

2 環境大臣は、前項の規定による観測の成果等を活用しつつ、特定物質によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化の状況を監視し、その状況を公表するものとする。

(参考2) フロンの種類

- ・CFC(クロロフルオロカーボン) - フロンの一種。冷媒、発泡剤、洗浄剤等として使用される。オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の規制対象物質である。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では既に生産・消費が全廃されており、開発途上国でも2010年までに生産・消費が全廃される予定である。
- ・HCFC(ハイドロクロロフルオロカーボン) - フロンの一種。オゾン層破壊物質であり、モントリオール議定書の規制対象物質である。オゾン層破壊係数はCFCよりも小さい。また、強力な温室効果ガスでもある。先進国では2020年までに原則として消費が全廃される予定であり、開発途上国でも2040年までに消費が全廃される予定である。
- ・HFC(ハイドロフルオロカーボン) - フロンの一種であり、代替フロンとも呼ばれる。オゾン層破壊効果はないものの強力な温室効果ガスであり、京都議定書において削減の対象となっている。